

防官文第13184号
26.9.2
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1
最終改正 防官文(事)第161号
令和3年6月30日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官
(公印省略)

防衛省まち・ひと・しごと創生施策推進委員会の設置について
(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

防衛省まち・ひと・しごと創生施策推進委員会設置要綱

(設置)

第1 地方の創生と人口減少の克服に向けた政府全体の取組と連動し、防衛省においても関連施策を推進するため、防衛省に、防衛省まち・ひと・しごと創生施策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 事務次官
- (2) 委員 大臣官房長
防衛政策局長
整備計画局長
人事教育局長
地方協力局長
防衛装備庁長官

2 委員長は、委員会における検討のため必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

(運営)

第3 委員長は、委員会を招集し、会務を掌理する。

(作業部会)

第4 委員会における検討に必要な調整作業を行うため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 作業部会長 大臣官房文書課長
- (2) 作業部会員 大臣官房秘書課長
大臣官房企画評価課長
大臣官房会計課長
防衛政策局防衛政策課長
整備計画局防衛計画課長
整備計画局施設計画課長
人事教育局人事計画・補任課長
人事教育局人材育成課長
人事教育局厚生課長

人事教育局衛生官
地方協力局総務課長
防衛装備庁長官官房総務官

- 3 作業部会長は、作業部会の事務を整理する。
- 4 作業部会長は、作業部会における調整作業を行うため必要があると認めるときは、第2項に掲げる者以外の者を作業部会に参加させ、意見を述べさせることができる。

(関係部局の協力)

第5 関係部局は、委員会又は作業部会から関係者の出席、資料の提出等の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

(庶務)

第6 委員会及び作業部会に関する庶務は、大臣官房文書課において処理する。

(委任規定)

第7 第1から第6までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、作業部会の運営に関し必要な事項は作業部会長がそれぞれ定める。